

## 資料1

# 規約別表の修正について

## 米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、米代川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

### (幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

### (事務局)

第5条 協議会の庶務を行うため事務局を置く。

2. 事務局は、能代市、北秋田市、大館市、鹿角市及び能代河川国道事務所調査第一課で行う。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(会議資料の公開)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2. 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年4月25日から施行する。

平成29年6月29日に一部変更し施行する。

平成30年6月26日に一部変更し施行する。

令和2年8月3日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員

|    |             |                    |
|----|-------------|--------------------|
| 委員 | 能代市長        |                    |
|    | 北秋田市長       |                    |
|    | 大館市長        |                    |
|    | 鹿角市長        |                    |
|    | 秋田県         | 総務部 危機管理監          |
|    | 秋田県         | 建設部長               |
|    | 秋田県         | 山本地域振興局長           |
|    | 秋田県         | 北秋田地域振興局長          |
|    | 秋田県         | 鹿角地域振興局長           |
|    | 東北運輸局       | <b>鉄道部長</b>        |
|    | 秋田内陸縦貫鉄道(株) | <b>代表取締役社長</b>     |
|    | 気象庁         | 秋田地方气象台長           |
|    | 国土交通省       | 東北地方整備局 能代河川国道事務所長 |

〈別表2〉

米代川大規模氾濫に関する減災対策幹事会 委員

|    |             |                         |
|----|-------------|-------------------------|
| 委員 | 能代市         | 総務部 次長兼総務課長             |
|    | 能代市         | 都市整備部 道路河川課長            |
|    | 北秋田市        | 総務部 総務課長                |
|    | 北秋田市        | 建設部 建設課長                |
|    | 大館市         | 総務部 危機管理課長              |
|    | 大館市         | 建設部 都市計画課長              |
|    | 鹿角市         | 総務部 危機管理監兼危機管理室長        |
|    | 鹿角市         | 建設部 次長兼都市整備課長           |
|    | 秋田県         | 総務部 総合防災課長              |
|    | 秋田県         | 建設部 河川砂防課長              |
|    | 秋田県         | 山本地域振興局 総務企画部 地域企画課長    |
|    | 秋田県         | 山本地域振興局 建設部 保全・環境課長     |
|    | 秋田県         | 北秋田地域振興局 総務企画部 地域企画課長   |
|    | 秋田県         | 北秋田地域振興局 建設部 保全・企画課長    |
|    | 秋田県         | 鹿角地域振興局 総務企画部 地域企画課長    |
|    | 秋田県         | 鹿角地域振興局 建設部 保全・環境課長     |
|    | 東北運輸局       | <b>総務部 安全防災・危機管理調整官</b> |
|    | 秋田内陸縦貫鉄道(株) | <b>運輸部長</b>             |
|    | 気象庁         | 秋田地方气象台 防災管理官           |
|    | 国土交通省       | 東北地方整備局 能代河川国道事務所 副所長   |